

市町村税徴収強化月間2009冬 ～未来へつなぐあなたの納税～

◆全県下一斉の取組

町では、納税の公平と税収の確保を図るため、11月～12月を「市町村税徴収強化月間2009冬」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

◆一人ひとりが町を支える

平成19年度から三位一体の改革により国からの補助金や負担金は削減され、その分が住民税（地方税）に移し替えられました。そのため、住民税の収入率が低いと、町の歳入は少なくなってしまいます。つまり、これからは町民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うことになります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの町を支えていくことになるのです。

◆自主的な納付

町は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分（差押え・公売など）をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の搜索、自動車差押えのためのタイヤロックをすることもあります。滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。

◆町税等徴収強化週間について

12月前半からの2週間を徴収強化週間とし、町職員及び県対策室職員を中心に町税等を滞納されている方の自宅を重点的に訪問します。期間中は、昼間ももとより、夜間も町内を各班に分けて訪問を行います。

なお、一部納付もしくは納付誓約等されている場合でも、納付が途切れた場合及び新規に発生する町税等を含めると滞納が増える場合については、訪問することがありますので、ご理解ください。

納付が遅れている方については、徴収強化週間前に必ず完納又は納税相談されるようお願いいたします。

未来へつなぐあなたの納税



市町村税徴収強化月間

栃木県地方税滞納整理推進機構
栃木県地方税徴収特別対策室
栃木県内全市町

町では税収確保に向け、次のような取組みを行っています

- | | |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 納税相談 | 町税等を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。 |
| 納税催告 | 納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。 |
| 財産調査 | 滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。 |
| 給与調査 | 滞納者の給与を差押えするため、勤務先に対し給与の調査を行います。 |
| 差押処分 | 不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押えを行います。差押え後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。 |

▼問い合わせ先＝税務課 納税係 ☎(56)9121

屋外広告物の許可申請について

◎屋外広告物とは

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。

例) 広告板、広告塔、壁面
 広告物、はり紙、立看板、看板、のぼり旗、広告幕、アドバルーン等

屋外広告物は、屋外広告物法や栃木県屋外広告物条例に基づき規制を受けるので、掲出するときは、原則許可が必要です。(一部適用除外があります。)
 県の条例には、掲出することを禁止する禁止地域や禁止物件が定められています。また、許可を受けることにより掲出できる許可地域も定められています。



◎町内の許可地域は

- ・ 田園調和型地域
- ・ 田園調和型沿線地域
- ・ 市街地形成型地域

の三つに区分されており、各地域によって許可基準が異なります。

その他、屋外広告物の種類によっても許可基準が異なりますので、掲出するときは種類と地域の両方の許可基準に当てはめるようにしてください。(詳しい内容については、問い合わせ先に照会ください。)

市町への権限移譲により平成21年4月1日から屋外広告物の許可申請窓口は、県土木事務所から各市町に変わりましたので、上三川町内に掲出するときは、町都市建設課に許可申請してください。

▼問い合わせ先＝

都市建設課 都市計画係

☎(56) 9140

プラスチック製容器包装の対象外について

「プラスチック製容器包装」の対象かどうかは、「プラマーク」の有無で見分けるのが簡単です!

“「商品」の中身を出したり食べたりして不要になる、プラスチック製の容器及び包装”がプラスチック製容器包装です(プラマークがついています)。プラマークがないものはリサイクルの対象外です。

次のものはプラマークがありません。燃やせるごみに出してください。

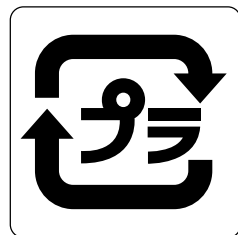
①商品そのもの

例) プラスチックのおもちゃ、CDやCDケース、ストロー、タッパー、ポリバケツなど

②商品以外を包んだもの

例) クリーニング後に衣服を包んでいた袋、家庭で使ったラップフィルムなど
 スーパーの食品トレイを覆っていたラップは「商品」を包んだものとして、プラマークがあります。逆に、家庭で使うラップは「商品」を包んだものではないとされ、プラマークはありません。

分別していただく際は、プラマークで見分けていただくようにお願いします。

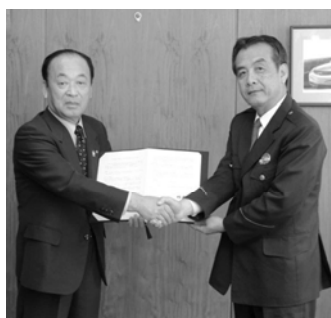


▼問い合わせ先＝住民生活課 生活環境係 ☎(56) 9131

暴力団員等の排除に関する合意書の締結について

町と下野警察署は、町が発注する建設工事等から暴力団員等を排除するため、「建設工事等からの暴力団員等の排除に関する合意書」を締結しました。

建設工事等において暴力団の排除を一層徹底するため、工事請負者に対し不当介入があった場合に、警察当局への通報、および発注機関への報告を義務付け、通報等を怠った場合には指名停止等のペナルティ措置を講ずるというもので、行政職員のみならず受注業者に対する不当要求に対しても対策を講じるものです。



▼問い合わせ先＝

総務課 管財係
 ☎(56) 9114